

■ 第1回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和元年7月2日（火）

会 場：新潟労働局 2F 会議室

（事務局）

只今から、令和元年度第1回新潟地方最低賃金審議会を開催いたします。

私、進行を務めさせていただきます、賃金室の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は使用者側の柄沢委員が欠席しておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立していることをご報告
また、本日の審議会は公開となっており、傍聴人がおられることを併せてご報告いたします。

なお、柄沢委員におかれましては、突然の事ではありますが、6月17日ご逝去されました。皆様方と共に心よりご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

はじめに井上労働局長からご挨拶を申し上げます。

（労働局長）

労働局長の井上でございます。本日は、令和元年度第1回新潟地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、平素から最低賃金制度のみならず、新潟労働局が行っております労働行政全般にわたり、特段のご理解とご協力を賜っておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、本年5月1日付けで第54期新潟地方最低賃金審議会委員へご就任いただき、ありがとうございます。本日は、新メンバーでの第1回目の審議会ということになるわけでございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

さて、明後日の7月4日、厚生労働本省にて中央最低賃金審議会が開催され、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について諮問がなされる予定です。

新潟労働局といたしましても、新潟県最低賃金について検討を行って参りたいと考えており、本日、令和元年度の新潟県最低賃金改正決定の諮問を行うものです。

今後、委員の皆様には、過密な日程の中でご審議をお願いすることになりますが、新潟県内の実情を踏まえた活発なご審議をお願いし、全会一致での答申を頂ければ、大変ありがたいと思っていますところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

（事務局）

本日は、今年度最初の会議でございます。本年の委員改正により、労働者側、使用者側それぞれ交替された委員もおられますし、事務局職員の異動もありましたので、各委員及び事務局職員を紹介させていただきます。

お手元にお配りしました資料No.1 委員名簿をご覧ください。名簿に沿って、公益代表、労働

者代表、使用者代表ごとに五十音順でご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員、木南委員。

(木南委員)

よろしく申し上げます。

(事務局)

続いて鈴木委員。

(鈴木委員)

鈴木でございます。よろしくお願いたします。

(事務局)

永井委員。

(永井委員)

永井でございます。よろしくお願いたします。

(事務局)

二岸委員。

(二岸委員)

二岸です。よろしくお願いたします。

(事務局)

長谷川委員。

(長谷川委員)

長谷川です。よろしくどうぞ。

(事務局)

続きまして、労働者代表委員、梅野委員。

(梅野委員)

梅野です。よろしくお願いたします。

(事務局)

大場委員。

(大場委員)

大場です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

桑原委員。

(桑原委員)

桑原です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

菅生委員。

(菅生委員)

菅生です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

田辺委員。

(田辺委員)

田辺です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして使用者代表委員、石坂委員。

(石坂委員)

石坂です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

佐藤委員。

(佐藤委員)

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

寺尾委員。

(寺尾委員)

寺尾でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

名古屋委員。

(名古屋委員)

名古屋です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして事務局職員をご紹介します。

(労働基準部長)

竹田でございます。よろしくお願いいたします。

(賃金室長)

五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

三國でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、議事次第により、議題1に入ります。

最初に会長及び会長代理の選出を行っていただきます。最低賃金法第24条第2項によれば、会長は公益を代表する委員から選任することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(桑原委員)

私からご提案したいと思います。会長には永井委員、会長代理には長谷川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、桑原委員から会長に永井委員、会長代理には長谷川委員を推薦する旨のご発言がありました。いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声)

(事務局)

ご異議がないとのことですので、会長には永井委員、会長代理には長谷川委員にお願いいたします。

それでは、永井会長、長谷川会長代理にごあいさつをお願いいたします。

(会 長)

会長にご指名いただきました永井でございます。会長というもの、この会議は労使双方の合意形成をしていくというなかなか重大な責務でございますが、皆様方のご協力の下でより良い形での合意形成ができればと思っております。何卒、よろしく願いいたします。

(会長代理)

只今、会長代理にご指名いただきました長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。力不足ではございますけれども、皆様方のご協力を賜りながら務めていければと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、以後の議事進行は会長にお願いいたします。

(会 長)

では、早速議事に入ります。

まずは、議事次第4、議題(2)新潟地方最低賃金審議会運営規定等についてです。事務局より説明願います。

(賃金室長)

議題(2)について説明させていただきます。内容は大きく2点ございます。

まず1点目は、新潟地方最低賃金審議会運営規定についてでございます。資料No.2をご覧ください。本規定は昨年と特段変わりはありません。委員の方々より特段のご意見がなければ、本年も本規定に基づき審議を進めさせていただきたいと思っております。

この審議会運営規定6条をご覧ください。審議会の公開、非公開の取扱いについて規定されております。審議会は原則として公開することとなっております。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利、利益が不当に侵害される恐れがある場合、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがある場合に該当すると考えられるものにつきましては、会長のご判断により非公開とすることができます。

これまでは、この第1回の審議会場で委員の皆様方からご意見をいただき、その意見に基づきまして方針をあらかじめ決定させていただき、公開、非公開を決めておりました。昨年度までは本審は異議申立に関する審議を除き公開とし、専門部会につきましては非公開としてきたところでございます。

本年も昨年と同様としてよろしいか、この点についてご検討、ご確認をお願いいたします。

2点目は、最低賃金審議会令第6条5項の規定の適用についてでございます。皆様、最低賃金決定要覧をおもちでしょうか。163ページをご覧ください。中ほどでございます。第6条第5項では、審議会は予め、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるものと定められております。平成27年度から、新潟県最低賃金の審議につきましてもこれを適用し、特定最低賃金と同様に専門部会で全会一致の場合に限り、

当該条項を適用してきたところでございます。今年度につきましても昨年度と同様の取扱いとしてよろしいか、ご協議をお願いいたします。なお、全会一致で決議した場合においては、本審において専門部会報告をいただき、答申することとなります。また、全会一致に至らない場合においては、本審において決議をすることとなります。

以上です。

(会 長)

只今ご説明がありありました最低賃金審議会運営についての取扱い及びの最低賃金審議会令第6条5項の扱いについて、何かご質問・ご意見がありましたらお願いいたします。

(佐藤委員)

例年どおりでよろしいと思います。

(桑原委員)

そうですね。例年どおりでよろしいと思います。

(会 長)

それでは、只今ご意見もございました公開の有無、専門部会での全会一致の取扱いについて昨年と同様の取扱いとさせていただきます。どうもありがとうございました。

昨年同様、専門部会の議決が全会一致により決議した場合には、専門部会の決議を以って本審議会の決議といたします。

全会一致にならない場合には、本審において審議するということとなります。

それでは、議題の(3)新潟県最低賃金の改正諮問に移りたいと思います。

(事務局)

それでは、局長から新潟県最低賃金の改正について諮問させていただきます。

(事務局)

これから委員の皆様にご覧の写しを配付させていただきます。

事務局から諮問文を朗読させていただきます。

新労発基0702第3号

令和元年7月2日

新潟県最低賃金審議会

会長 永井雅人 殿

新潟労働局長 井上 仁

新潟県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法、昭和34年法律第137号第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定について、「経済財政運営と改革の基本方針2019令和元年6月21日閣議決定及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（同日閣議決定）に配した貴会の調査審議をお願いする

以上になります。

（会長）

ただいま、局長からの諮問をお受け取りしましたので、我々としては、調査、審議を行うことになります。これに関します資料につきまして、配付されたものについて、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

それでは、議題(3)の諮問に関しまして、事務局で用意させていただきました資料について、ご説明させていただきます。

資料11をご覧ください。

諮問文にある文言の通りで、本年6月21日に閣議決定をされました2つの政策を反映させております。1つは経済財政諮問会議で議論された「経済財政運営と改革の基本方針2019」の抜粋でございます。2ページ下から3行目から、最低賃金の引き上げについて、後段5行「最低賃金については、この3年、年率3パーセント程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。」としています。そしてもう1つは、成長戦略について議論する未来投資会議がまとめた実行計画ですが、当該資料3ページに最低賃金の引上げについて、全く同じことが述べられています。

次に、戻りまして資料3をご覧ください。これは、「平成31年春季賃上げ状況」になります。令和元年6月18日現在の全国と新潟県の賃上げ状況を取りまとめたものでございます。前年より、引き上げ率は低いですが、おおむね2%前後で引き上げられています。

次に、資料4をご覧ください。新潟県の経済情勢でございます。これは新潟県の経済情勢に関する各調査機関による分析結果の基調判断を取りまとめたものでございます。

日銀新潟支店の直近の金融経済動向では、「県内景気は、輸出・生産の一部に弱さがみられるものの、内需は堅調を維持しており、回復を続けている。」とし、新潟財務事務所の4月の経済情勢報告の総括判断でも、「回復しつつある。」としています。

続きまして、資料5をご覧ください。最近の雇用失業情勢でございます。これは、当局の資料ですが、5月の有効求人倍率は1.67倍で、前月に比べて0.02ポイント上昇しました。

また、新規求人倍率は2.37倍で、これも前月に比べて0.06ポイント上昇しました。基調判断は、「県内の雇用情勢は改善が進んでいる。」としています。

資料6につきましては、新潟県の主要指数の推移でございます。

資料7は最近の物価動向でございます。上は、総務省、新潟市の消費者物価指数のデータをグラフにいたしました。下は、日本銀行の企業物価指数のデータをグラフにしております。

資料8は、平成31年4月分の新潟県の毎月勤労統計調査結果になります。

資料9は、平成30年度新潟地方最低賃金審議会・専門部会開催状況一覧表。

資料10は、令和元年度答申日別最短効力発生予定日一覧表です。

今年度は中賃の目安答申が7月31日（水）の夕方に予定されており、例年と比べて遅くなっています。そのため、ここ3年、10月1日に発効しておりますが、10月1日の発効とする場合、8月5日（月）に答申しなければならず、日程的に難しいかと思えます。

参考ということでご覧いただければと思います。

資料12、13、14、15、16、17につきましては、最低賃金に関する要請書でございます。

資料12は、2月7日にえちごユニオンから、資料13は、2月20日に新潟県労働組合総連合議長から、資料14は、2月28日に日本労働組合総連合会新潟県連合会々長からそれぞれ提出されたものです。

また、資料15は、6月14日に新潟県弁護士会会長から会長声明が当審議会あて送付されましたものでございます。

資料16は阿賀野市からの要請です。

資料17は新潟県労働組合総連合を介して「最低賃金改善と中小企業支援の拡充を求める請願署名」が提出されています。個人署名 1,473筆、25の団体署名があります。

このように最低賃金に関する要請等が出ておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

（会 長）

ただいまの資料説明或いは諮問そのものにつきましてご質問ご意見がありましたらお願いします。資料の中身についてはこれから議論をする中でいろいろ使って不足の点などを正していきたいと思えます。

今後の審議については例年どおり専門部会を設置して審議をすることになりますが、今後の専門部会において十分審議を頂くようお願いしたいと思います。

それでは、議題（4）のその他について、事務局より説明して下さい。

（賃金室長）

2点、お話しさせていただきます。

まず、1点目は、実地視察の必要性についてでございます。新潟では、本審において毎年取り扱いを協議していただいております。従来、それぞれの団体等を代表する方々が委員として出てきておられるということから、実地視察の必要性はないとのことできております。本年度の取扱について、ご協議をお願いいたします。

次に、2点目でございます。関係労使の意見聴取の必要性についてでございます。最低賃金決定要覧の148ページをご覧ください。下の方になります。最低賃金法25条第5項をご覧くださいと思います。第5項では「最低賃金の決定またはその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されております。

厚生労働省令は、166ページの最低賃金法施行規則の第11条1項、2項に記載されております。

本日付で、必要な公示を行うほか、当局のホームページに掲載して広く意見を求めることとします。

今年度は、現在まで意見陳述の申し出はありませんが、今後、公示等により意見陳述の要望等があった場合の対応につきましては、事務局（案）といたしましては、これまでと同様に、意見書を提出していただき、その意見書の中で直接審議会で意見陳述を行いたいという要望のあった方を対象としてよろしいのではないかと考えております。

（会 長）

事務局より説明のあった実地視察について何かご意見はございますか。

（桑原委員）

実地視察につきましては、先ほど事務局より説明があったとおり、いろいろな側からの代表で来ておりますので、実地視察の必要はないと考えております。

（会 長）

それでは、今年度は実施視察はないということにさせていただきます。

次に、意見聴取につきまして、まずは公示を行って意見がある方は提出を求め、提出された意見書の中で陳述をされたいという希望がある方は対応するということですが、何か意見はございますか。

（佐藤委員）

よろしいかと思えます。

（会 長）

ありがとうございました。

それでは本日の審議は以上でございます。

何かほかにご意見・ご意見等はございますか。

最後に、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側から桑原委員。使用者側から佐藤委員にお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

では、議事進行を事務局へお返しします。

(事務局)

それでは、今後の審議会日程についてご説明します。

委員の皆様には日程調整にご協力いただきまして、ありがとうございました。皆様のご予定から今後の本審の日程につきまして調整させていただき、本日、机上配布させていただきました。

事務局（案）としましては、第2回本審を8月2日午後1時30分から、第3回本審を8月9日の午後2時30分から、第4回本審を8月27日午後1時30分から予定したいと考えております。

本審の日程についてご協議いただければと思います。

なお、専門部会の日程は、本日、労使委員の推薦公示を行いまして、2週間を経過した7月16日を推薦締切日としております。

本格的な日程調整は専門部会の委員が確定してからということになりますが、本日確定していただく本審の日程を前提として調整していくこととなります。

(会 長)

よろしいでしょうか。

(事務局)

それでは、日程案のとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

次回、第2回本審は8月2日金曜日午後1時30分からで開催いたします。

最後となりますが、ここで皆様にお知らせいたします。

井上局長が、7月9日付でご退官されることになりました。

ここで局長からみなさまに退任のご挨拶をさせていただきます。

(局長)

最低賃金審議会の皆様方には、約1年間いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

この度、7月9日付けで退官することとなりました。

1年間本当にありがとうございました。

(事務局)

以上で、第1回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。